

ザーズハローワーク12か所、マザーズサロン36か所、マザーズコーナー50か所)に加え、平成20年度第1次補正予算及び平成21年度予算案において新たにマザーズコーナーを50か所設置することとしているほか、母子家庭の母等の支援機関への出張相談や託児付きセミナーの開催、都道府県労働局が自治体等との連携により設置する「子育て女性等の就職支援協議会」の開催等による子育て支援ネットワークの強化等を行うこととしているので、積極的な協力をお願いする。(都道府県におかれては、管内市等においても、連携・周知が図られるようお願いする。)(関連資料17(234頁))

⑨ 母子家庭の母の積極的な雇入れについて

各自治体やその関連法人等における職員等の雇入れに際しては、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターに提供するなど、母子家庭の母の雇入れの促進に配慮していただきたい。

また、その際は、人事担当課等の協力を得て、福祉部局に限らず組織全体において配慮がなされるようお願いする。

⑩ 母子福祉団体に対する事業発注について

平成16年11月に施行された「地方自治法施行令の一部を改正する政令」により、母子福祉団体が行う事業で主として母子家庭の母及び寡婦が従事するものに係る契約については、随意契約によることができることとされているところである。このことを踏まえ、母子福祉団体に対して、積極的に事業を発注するなど、母子家庭の母の就業促進についてご協力をお願いしたい。

(3) 平成21年度母子家庭の母の就業支援企業表彰について

母子家庭の母の就業支援表彰については、母子家庭の母の就業支援の社会的機運を高めるため、母子家庭の母を多く雇用している企業、母子福祉団体等に事業を多く発注している事業者を対象として、平成18年度から実施しているところである。

平成21年度においても、関連資料18(235頁)の実施要領(案)に基づき表彰を実施する予定であり、後日、推薦依頼を行うので、その際には、各自治体におかれては、母子福祉団体等と連携し、事業者の推薦についてよろしくお取り計らい願いたい。

(4) 母子家庭等日常生活支援事業の改正について

本事業において、生活援助に係る便宜を提供する家庭生活支援員の資格要件については、これまで「訪問介護員(ホームヘルパー)3級以上」